

公益財団法人 島根県スポーツ協会 補助対象経費等の基準表 (R7年度)

1. 各科目の説明・補助金限度額・提出書類

対象経費 (科目)	説明	補助限度額	提出を求める証拠書類
旅費	<公共交通機関> ○実費相当額	県スポーツ協会旅費規則で規定する額	【業者が発行した領収書】 ・公共交通機関で通常領収書の取得が難しいもの(地下鉄、路線バス等)については、本人が押印又は署名した領収書でも可 ・フェリー代は業者が発行した領収証を添付すること
	<航空機> ○普通運賃(普通席)	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・航空機利用を証明できるもの(搭乗案内等)を添付
	<自家用車> ○車賃(ガソリン代相当額)	下記により計算した額 移動距離(km) × @20円	【本人の受領印が押印された領収書(本人の署名も可)】 ・高速道路を使用した場合は利用明細等を添付 ・駐車場を利用した場合は業者が発行した領収証を添付
	<レンタカー・貸切バス等> ○賃借料、ガソリン代、高速代、駐車代等	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・運転手の経費についても対象経費として取り扱うことができる
	<タクシー>	—	・タクシー利用については事前協議を要する
	<その他>	—	・招請事業において講師、指導者、生徒に係る交通費については、本人の受領印が押印された領収書(本人の署名も可)
宿泊費	○宿泊施設に宿泊する費用	宿泊限度額(1泊2食あたり) 甲地方(※下記参照) 10,900円以内 乙地方(甲地方以外の地域) 9,800円以内 ※甲地方…札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市 宿泊費に食事が含まれていない場合は、上記宿泊限度額の範囲内において次の費用を含めることができる。 (夕食 1,500円以内/人、朝食代 700円以内/人)	【業者が発行した領収書】 ・宿泊費に含まれていない食事代(朝食・夕食)については、本人の受領印が押印された領収書又は本人が署名した領収書でも可
謝金	○講師への謝金	県外講師: 1事業あたり@50,000円以内 県内講師: 1事業あたり@10,000円以内 練習会等の指導者: 1日あたり@2,000円以内/人	【本人の受領印が押印された領収書(本人の署名も可)】 ・支払いの際には源泉徴収を行い税務署に納付すること。 ・領収書には源泉徴収額を含めた金額を記載すること。
使用料及び賃借料	○県内合宿、招請合宿、講習会、合同練習会等の会場使用料 ○事業に必要な器具等の借用経費	現に支払った額	【業者が発行した領収書】
食糧費	○事業実施に伴う昼食代 ○熱中症対策のための飲料代	1人あたり @1,000円以内/日以内	【業者が発行した領収書】又は 【本人の受領印が押印された領収書(本人の署名も可)】
消耗品費	○事業実施に必要な消耗品の購入費 ・単価10万円未満(税込)とする	現に支払った額	【業者が発行した領収書】
図書印刷費	○事業実施に伴うチラシ等の印刷費	現に支払った額	【業者が発行した領収書】
運搬費	○用具等の運搬費	現に支払った額	【業者が発行した領収書】
保険料	○事業参加者の保険料	現に支払った額	【業者が発行した領収書】
大会参加費	○大会に参加した際の参加費	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・金額が記載してあるもの(要項等)・参加者名簿を添付
受講料	○資格取得に必要な受講料	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・金額が記載してあるもの(要項等)を添付
受験料	○資格取得に必要な受験料	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・金額が記載してあるもの(要項等)を添付
教材費	○資格取得に必要な教材費	現に支払った額	【業者が発行した領収書】 ・金額が記載してあるもの(要項等)を添付

【留意事項】

- 領収証(レシートを含む)には必ず宛名を記入すること。また、レシートには内訳が記載されていること。
- 5万円以上の領収証には収入印紙の貼付が必要。
- インターネットバンキングやATMにおいて支払いをする場合は、利用明細書等を領収証として提出することも可。(内容確認のため請求書の写しを添付)

2. 各事業の対象経費(科目)

事業名	補助対象経費(科目)
国民スポーツ大会 競技力向上対策事業 (1) スポーツ教室開催支援事業	交通費、謝金、会場使用料、消耗品費、図書印刷費、保険料 ※
(2) しまね未来のアスリート発掘・育成事業	謝金、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、図書印刷費、食糧費、保険料 ※
(3) 競技団体別指導者養成事業	旅費、謝金、会場使用料 ※
(4) トップコーチ育成支援事業	旅費
(5) コーチ資格取得支援事業	旅費、受講料、受験料(ATは対象外)、教材費
(6) 遠征帯同トレーナー派遣事業	旅費、謝金
(7) 国スポチームサポーター派遣事業	旅費
競技強化推進事業 (8) 国民スポーツ大会特殊競技支援事業	運搬費、使用料及び賃借料(維持管理費)
(9) 地域が輝くスポーツしまね推進プロジェクト事業	交通費、宿泊費、謝金、使用料及び賃借料、食糧費、消耗品費、図書印刷費、保険料、大会参加費 ※
(10) 西部・隠岐拠点校強化事業	交通費、宿泊費、謝金、会場使用料、食糧費、消耗品費、印刷費、運搬費、保険料 ※
(11) 集合型競技体験会	交通費、謝金、使用料及び賃借料、食糧費、消耗品費、図書印刷費 ※

※印…県スポーツ協会(理事長)が特に必要と認める経費